

議案第75号

福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは，指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，指定地域密着型サービス事業者に虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じるよう義務づける等の必要があるによる。

福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は，指定地域密着型サービスを提供するに当たっては，法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第17条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第17条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，その指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の発生又はその再発を防止するため，次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第28条中「第10条」の次に「並びに第17条の2第1号及び第3号」を加える。

第28条の8に次の1項を加える。

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第28条の10中「第16条」の次に「第17条の2」を、「第10条」の次に「並びに第17条の2第1号及び第3号」を加え、「及び」を「並びに」に、「地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第28条の10の3中「第16条」の次に「第17条の2」を加え、「第28条の4及び」を「及び第28条の4並びに」に改め、「第10条」の次に「並びに第17条の2第1号及び第3号」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第28条の20中「第16条」の次に「第17条の2」を、「において」の次に「第17条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を加える。

第33条第1項中「又は施設」の次に「（第35条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第35条第1項ただし書中「する」の次に「。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない」を加える。

第39条中「第16条」の次に「第17条の2」を、「第10条」の次に「並びに第17条の2

第1号及び第3号」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第42条第3項中「第53条第2項」を「第53条第3項」に改める。

第47条第2項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。

第50条中「第10条」の次に「並びに第17条の2第1号及び第3号」を加える。

第53条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第55条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第57条第6項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改め、同条第10項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 運営推進会議（利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定認知症対応型共同生活介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定認知症対応型共同生活介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。）における評価

第58条中「指定地域密着型サービス」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第59条第1項中「想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ」を「非常災害に関する」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項に規定する具体的計画を立てる際には、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ立てなければならない。

第60条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第61条中「第16条」の次に「第17条の2」を、「第10条」の次に「並びに第17条の2第1号及び第3号」を加える。

第70条中「想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ」を「非常災害に関する」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項に規定する具体的計画を立てる際には、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ立てなければならない。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第71条中「第16条」の次に「第17条の2」を、「において」の次に「第17条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第74条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第74条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第80条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレ

び電話装置等を活用して行うことができるものとする。) 」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第81条及び第86条中「第16条」の次に「, 第17条の2」を, 「, 第10条」の次に「並びに第17条の2第1号及び第3号」を加える。

第96条中「, 第10条」の次に「並びに第17条の2第1号及び第3号」を加える。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

##### (虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第3項及び第17条の2(改正後の条例第28条、第28条の10、第28条の10の3、第28条の20、第39条、第50条、第61条、第71条、第81条、第86条及び第96条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

##### (事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

3 施行日から起算して6月を経過する日までの間、改正後の条例第60条第1項(改正後の条例第71条において準用する場合を含む。)及び第80条第1項(改正後の条例第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講じるとともに、第4号に掲げる措置を講じるよう努めなければ」とする。